

第2 人権教育・啓発の推進について

1 重要課題における人権教育・啓発の推進

本市では、様々な人権問題に対して、日頃から正しい知識と理解、そして深い配慮をもって取り組むとともに、特に、次に掲げる問題を重要課題と位置付け、継続的に人権教育・啓発の推進を図り、本計画の目標である「市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、共に暮らす明るい社会、争いのない平和な社会の実現」を目指します。

(1) 女性の人権

ア 現状と課題

我が国では、日本国憲法第14条で性差別を禁止、第24条で夫婦における男女平等などについて規定しています。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した課題となっており、国連において、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」、昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までの10年間を「国連婦人の10年」として定めました。

20世紀後半、女性に関する施策は、国連の先駆的な取り組みによって世界各国に浸透し、大きく進展しました。我が国においても、昭和60年の女子差別撤廃条約の批准を契機に、同年、雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的とした「男女雇用機会均等法」を一部改正、また、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取り組みが行われています。

本市では、平成12年度に旧渋川市において策定した「しぶかわ男女共同参画プラン21」の実績を継承しつつ、「性別にかかわらず一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」を将来像に掲げ、平成21年3月に新たな「渋川市男女共同参画計画」を策定し、施策の推進を図っています。

このように、女性に関する施策は、国際社会と同様に我が国でも様々な取り組みが行われていますが、依然として、家庭生活、地域社会、就業の場などにおいて解決しなければならない多くの課題があり、近年では、配偶者などからの暴力（ドメスティックバイオレンス（DV））の問題も深刻化している状況です。

また、「夫は外で働き妻は家庭を守るべき」といった性別によって役割を決めつけてしまう意識や、これに基づく社会慣行は依然として根強いものがあります。

今なお女性に対する差別がなくなるのは、男女共同参画の意識が人々に十分浸透していないこと、そして固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残

っていることが原因の一つであるといっても過言ではありません。

DV の犯罪性についての認識は、DV 防止法（※1）の制定や、国、地方公共団体などによる啓発活動により深まっていますが、依然として被害を受ける女性は後を絶ちません。引き続き被害者と接する関係者への啓発や研修、暴力に遭った市民が相談しやすい体制を整備することが求められています。

イ 今後の取り組み方針

男女共同参画社会の実現による人権意識の啓発にあたっては、男女共同参画社会基本法や群馬県男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえ、家庭、地域、職場、学校などをはじめとするあらゆる場において、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければなりません。そのためには、あらゆる場において、男女がお互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、社会慣行を見直し、一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、可能性を伸ばせる社会としていくことが必要です。

本市では、「渋川市男女共同参画計画」の将来像「性別にかかわらず一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」のため、次の五つの「基本理念」の視点から各種施策に取り組み、女性の人権が尊重される地域社会の実現を目指します。

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじるとともに、男女差別をなくし「男」、「女」である以前に一人の人間として能力を発揮できる社会づくりに取り組みます。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができる社会づくりに取り組みます。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる方針決定の場に共同して参画できる社会づくりに取り組みます。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女がお互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事、学習、地域活動ができる社会づくりに取り組みます。

⑤ 国際的協調

国際社会における相互理解と協力のもとに、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

※1 DV防止法（配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律）

配偶者からの暴力についての通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備することにより、配偶者（事実婚を含む）からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、平成13年4月に成立した法律。

(2) 子どもの人権

ア 現状と課題

我が国では、依然として少子化が急速に進行しています。平成17年には、合計特殊出生率(※2)が過去最低の「1.26」まで落ち込みました。その後若干の回復が見られるものの、平成23年において「1.39」と人口規模の維持に必要なとされる人口置換水準(※3)「2.08」を大きく下回る水準にあります。総人口も平成16年をピークに減少に転じ、今後もこうした傾向が続くと予想されています。

こうした中、子どもを取り巻く環境は、保護者による子どもへの虐待や体罰、犯罪による被害を受ける少年の増加、少年非行、校内暴力やいじめ、不登校の問題など、憂慮すべき状況にあります。

本市域においては、平成17年度に旧渋川市、旧伊香保町、旧小野上村、旧子持村、旧赤城村、旧北橘村の6市町村のそれぞれが、多様化する保育ニーズに対応した「次世代育成支援行動計画」を策定し、平成18年2月の6市町村合併を機に、地域特性を考慮した、新たな市全体としての取り組みの方向性を示す「渋川市次世代育成支援行動計画」として統合しました。現在は、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする「渋川市次世代育成支援後期行動計画」に基づいて、安心して子どもを産み育てることができる「子育てしやすいまち」を目標に、総合的かつ計画的に子育てを支援する施策を進めています。

子どもは、一人ひとりが個性をもったかけがえのない存在であり、安心して健やかに成長できるように、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されることが大切です。

子どもは、家庭や学校はもとより、地域住民や団体など、地域の様々な人々の関わり合いの中で育ちます。また、子どもや保護者を取り巻く環境は変化し続けていることから、変化に応じた子育てとともに、子どもへの虐待やいじめの未然防止、早期発見、早期対策を家庭、地域、学校が協力連携して取り組んでいます。

イ 今後の取り組み方針

子どもは無限の可能性をもち、未来を担う大切な存在です。子どもを単に保護、指導の対象としてのみ捉えるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限尊重されなければなりません。

大人は、子ども一人ひとりの考え方や生き方を尊重し、自ら考え行動する力を伸ばすことで、子どもが未来に向かって夢と希望を抱き、生き生きと笑顔で育っていく環境を整える必要があります。

また、子育てには、保護者がその責任を自覚して、自らも成長することを目指すとともに、ゆとりをもって安心して子育てができる環境づくりの推進と、子育ての喜びを実感できる地域づくりが必要です。

さらに、地域全体の取り組みとして、「地域の子どもは地域で育む」ことの共通認識をもち、地域と行政が連携して子育て家庭を支援していく仕組みづくりが必要です。

これらを踏まえながら、「渋川市次世代育成支援後期行動計画」の基本理念「子育てと成長の喜びを実感できる魅力のあるまち渋川」の実現に向けて、次の七つの基本目標を柱に様々な子育て支援施策を講じ、子どもの人権が尊重される地域社会づくりに取り組みます。

① 地域における子育ての支援

地域は、子どもが成長する過程で、家庭と並ぶ重要な活動基盤です。地域における様々な子育てサービスの充実を図るとともに、地域全体での子育て支援を推進します。

② 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもが健康に生まれ育つために、母子の健康確保に向けた乳幼児健康診査や、医療体制の充実を図ります。また、食育や心のケアなどに関わる取り組みを、保育所（園）、幼稚園、学校を中心に推進します。

③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭、地域、学校が連携を図り、子どもの生きる力、自ら考え行動する力や可能性を伸ばす教育を目指します。また、未来を担う子どもたちが将来に夢と希望をもって、健やかに育っていけるよう、教育環境の充実を図ります。

④ 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭に配慮した、快適でゆとりのある生活、居住環境の整備を推進していくとともに、安全、安心に暮らせるまちづくりを推進します。

⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進

職場と家庭との両立ができるよう、多様な保育サービスの充実を図ります。また、職場の子育てに対する配慮を啓発するとともに、男性の子育て参加を促し、夫婦が協力して家事、育児を行えるような環境づくりを図ります。

⑥ 子どもの安全の確保

子どもが安全に日常生活を送ることができるよう、関係機関や団体などと連携を図り、交通安全の確保及び防犯体制の充実を図ります。

⑦ 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

児童虐待やいじめ、不登校などの社会問題に対して、関係機関や団体との連携を強化し、支援体制の確立を図ります。また、ひとり親家庭に対する相談や経済的支援体制の充実を図ります。

※2 合計特殊出生率

15～49歳の女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が一生の間に産むと想定される子どもの数に相当します。

※3 人口置換水準

人口規模を維持するために必要な合計特殊出生率の水準です。

(3) 高齢者の人権

ア 現状と課題

我が国では、平成19年に高齢化率が初めて20%を超え、5人に一人が65歳以上の高齢者という、他のどの国も経験したことがない「超高齢社会」を迎えました。今後も一層の高齢化が進行し、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、平成25年には国民の4人に一人、平成47年には3人に一人、平成72年には2.5人に一人が高齢者という社会的状況が予測されます。

本市においては、平成21年の時点で25.5%、4人に一人強が高齢者という、全国よりも高い水準で高齢化が進行しています。高齢化の進行に伴い、今後、高齢者の生活様式、価値観は一層多様化すると考えられ、地域に暮らす高齢者からの多様な福祉ニーズへの対応が求められます。

こうした中、本市では、介護保険事業の運営と高齢者福祉の充実を図ってきました。平成21年の渋川市高齢者福祉計画の策定から3年が経過した中で、その実績を評価、分析し、いわゆる「団塊の世代」が全て65歳以上になる平成27年度の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置き、高齢者が健やかで、心豊かに暮らせる環境づくりを進めるため、平成24年度から26年度までの3か年を計画期間とした「渋川市高齢者福祉計画（老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画）」を平成24年3月に策定しました。

高齢化が急速に進んでいる中、社会の制度だけでなく人々の意識も時代の変化に追いつかず、高齢者に対する誤解や摩擦、障壁（妨げ）が生じやすくなっています。このことから、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう、様々な課題を解決するための保健、医療、福祉の枠を超えた連携が求められています。また、認知症高齢者への介護負担増や、家族の無関心、希薄な親戚関係、本人や介護に携わる人の経済的問題などのほか、高齢者への虐待に関しても大きな社会問題となっています。

イ 今後の取り組み方針

前例のない超高齢社会が到来すると予測されている中、本市では、全ての高齢者が、健康で生きがいをもって心豊かに暮らし、支援や介護が必要になったときには、介護保険制度はもとより、地域が一体となって支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して過ごすことができるまちづくりを目指します。

そのために、「渋川市高齢者福祉計画」の基本理念「健やかに 心ゆたかに 夢つなぐ 支えあうまち」を念頭に、次の三つの基本方針を踏まえ、各関係施策を推進し、高齢者の人権が尊重される地域社会づくりに取り組みます。

① 健やかに安心して生活できるまち

高齢者が家庭や地域で心身ともに健やかに過ごすためには、可能な限り健康な状態を維持していくとともに、安全で安心して暮らせる生活環境の整備が重要です。そのため、いつまでも健康でいられるよう、適切な保健・福祉サービスや健康づ

くりの機会及び環境の提供に取り組むほか、高齢者を含めた全ての市民が安心して暮らせるよう、快適な住環境の確保、防災・防犯体制の充実を図り、健やかに安心して生活できるまちづくりを推進します。

② 生きがいを持ち、心ゆたかに暮らせるまち

高齢者が何らかの生きがいや趣味をもち、心身ともに充実した生活を送ることは、自由に使える時間をもてる高齢期において、生活の質を確保・向上していく上で重要な視点となります。そのためには、生涯学習・スポーツの推進、老人クラブなどの自主的な地域活動への積極的な支援を行ってだけでなく、社会参加や就労による生きがいづくりの支援体制を充実させ、元気な高齢者が心豊かに暮らせるまちづくりを推進します。

③ 互いに支えあうまち

高齢者が介護を必要とする状態となっても、自らの選択に基づいてサービスを活用し、住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送れるよう、介護保険サービスや医療サービスの充実をめぐる必要があります。同時に、要介護状態が重度化することを未然に防止するため、介護予防に取り組んでいくことも重要となっています。また、認知症対策や高齢者の虐待防止などに対して、市民一人ひとりが互いに支え合える取り組みが必要です。

そのため、サービスを必要としている人へ適切にサービスを提供できるよう、必要なサービス量の確保に努め、円滑な介護保険事業の運営を図ります。また、家庭や地域、関係機関などを含めた住民主体のネットワークを構築し、互いに支え合うまちづくりを推進します。



(4) 障害者の人権

ア 現状と課題

「障害者基本法」は、第3条で「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」と規定しています。平成16年に行われた「障害者基本法」の一部改正により、基本理念として、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが加えられ、法律の上でも明確に障害者に対する差別が禁止されました。しかし、現実には、障害者は不利益を被ることが多く、自立と社会参加が阻まれている状況にあります。

同法では、障害者の人権擁護に関する国及び地方公共団体の責務として、障害者の権利擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ、障害者の自立及び社会参加を支援することなどにより障害者の福祉を増進する責務を有する旨が規定されています。また、国民の責務としても、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならないことが規定されました。

本市においては、平成18年3月にノーマライゼーション（※4）を基本理念とした「渋川市障害者計画」（平成19年度～平成23年度）を策定し、現在、「第2期渋川市障害者計画」（平成24年度～平成26年度）に基づいて障害者福祉施策を推進しています。

しかし、障害者を取り巻く社会環境は、非常に厳しい状況にあります。「第2期渋川市障害者計画」の策定にあたって、障害者を対象に行ったアンケート調査では、差別や人権侵害に関して、「仕事や収入」、「隣近所のつきあい」、「街角での人の視線」の3項目が上位を占めました。こうしたことから、地域社会の中には、障害者をいまだに特別視する意識が一部に残されています。

このような状況において、障害のあるなしにかかわらず、市民一人ひとりが、「こころ」の中にある障壁（バリア）を取り払い、障害者が住み慣れた地域で生き生きと生活し続けることができ、積極的に社会参加できる地域社会の実現を目指すことが求められています。

イ 今後の取り組み方針

障害は、誰の人生においても、いつでも生じ得ることです。また、家族や友人など自分と関係のある人も含めて考えた場合には、より身近な問題であり、決して特別なことではありません。

障害を自分の問題として認識し、困っている人に声をかけるなど、身近なことから行動する勇気が求められます。その一方で、障害者を特別な存在として扱うのではなく、一人の人間として尊重し、住み慣れた地域の中でいつまでも安心して暮らせる社会をつくっていく必要があります。

本市では、「渋川市障害者計画」において、「ノーマライゼーションの推進」を基本理念に掲げ、「地域での支え合いをもとに、障害のある人も、ない人も、その人らしく暮らしていける“ほっと”なまち『渋川市』を、市民みんなの力でつくっていきましょう！」をテーマとして、次の六つの基本目標に基づいて、障害者福祉施策に取り組むことにより、障害者の人権が尊重される地域社会づくりを目指します。

① 理解とふれあいを目指して

「こころのバリアフリー」の実現や福祉に対する関心を高め、さらにボランティア活動の効率的・効果的な推進を図ります。

② 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育を目指して

教職員の人材確保や障害のある幼児、児童、生徒の支援強化に努め、障害のある子どもに対する理解を深める学習を行います。また、保護者への支援方法に関する情報提供や一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な支援を行います。

③ 働く喜びに満ちた就労機会の拡大を目指して

障害者の就労を促進するとともに、就労後、定着するまでの相談支援を充実させます。また、関係機関と連携し、就労の環境整備を推進します。

④ 豊かでゆとりある生活を支える福祉サービスを目指して

障害福祉サービスや権利擁護を不安なく利用できるよう相談支援体制の充実を図ります。また、障害者虐待防止センターを設置して、虐待を早期に発見する体制を整え、被害に遭った障害者を保護するとともに、養護者へのサポートを行います。

年金・各種手当制度、住まいなどの情報提供を行い、障害者が地域で安定した社会生活を送れるよう環境整備に努めます。また、施設から地域移行する障害者の支援を行います。

福祉サービスの担い手の養成や、スポーツレクリエーション・文化活動への参加支援などを推進します。

⑤ 健やかで安心して暮らせる保健・医療を目指して

障害の早期発見・早期療育を図り、一貫したサービスが受けられる体制を整備します。また、相談体制の充実を図るとともに、医療費助成を行い、障害者及び障害者世帯の負担軽減に努めます。

⑥ 人にやさしい快適なまちづくりを目指して

全ての人々が快適に生活できる環境を整えるため、ユニバーサルデザイン（※5）の普及と、これに基づくまちづくりを推進します。また、防犯・防災などの安全対策や消費者被害防止対策の推進を図ります。

※4 ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障害のある人もない人も共に社会の一員として、同じように普通の生活を送ることができる社会こそ普通の社会であるという考え方。

※5 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、全ての人が使いこなすことのできる製品や施設、環境などをデザインすること。



(5) 同和問題

ア 現状と課題

同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題とされ、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解決を図ることは国民的な課題であります。

我が国では、これまで同和問題の解決に向けた各種施策に取り組んできました。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善をはじめとする基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は改善されてきています。また、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきました。このような施策によって、同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消に向けて進んでいます。しかし、地域によっては依然として根深く存在している状況にあります。

平成22年度に群馬県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」における同和問題に関する調査報告によれば、同和問題の認知度は、「知っている」が70.8%となっています。年齢別にみると、50歳以上では、男女とも7割を超える認知度がありますが、40歳代から20歳代へと年代が下がるにつれ、認知度は低くなる傾向にあります。20歳代では「知っている」と「知らない」がほぼ半々の回答となっています。

同和地区の人のことを意識する場面については、「結婚するとき」が74.0%、「特に意識はしていない」が17.6%となっています。

子どもの結婚相手が同和地区の出身であると分かったときの対応としては、「子どもの意思を尊重する」が67.7%、「親戚や世間へのたてまえがあるので、結婚させたくない」が16.5%となっています。

同和問題に対する考え方については、「人間の自由や平等などに関わる問題なので、国民全体で考えるべきだ」とする回答が39.1%、次いで「あまりさわがず、そっとしておくのがよい」が29.0%となっています。

同和地区の人々への差別は、過去のものと考えてる人も多いようですが、この結果をみると決してそうではありません。現在でも、対象地域（同和地区）の人々を誹謗中傷するハガキや手紙の送りつけ、公園やトイレへの落書きなどや結婚問題を中心とする差別事案が見られるほか、教育、就職などの面でも人権侵害が指摘されています。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」（※6）も横行しており、深刻な状況にあります。

さらに、現代の情報化社会では、インターネット上での匿名による同和問題についての無責任な書き込みが、新たな問題になっており、こうした行為は悪質な人権侵害といえます。

その解消に向けた人権意識の高揚を図るとともに、人権問題についての正しい理解と認識を深めていくことが重要です。

イ 今後の取り組み方針

「同和問題は解決した、もう取り組む必要はない」、「そっとしておけば自然になくなる」、「寝た子を起こすな」的な考え方は、依然として根強く残っています。

同和問題は、人権問題であることを正しく認識し、市民一人ひとりによる差別解消のための取り組みが必要です。

同和問題の解決は、様々な人権問題の解決への第一歩であり、今後も引き続き人権教育、そして啓発活動を推進していきます。

※6 えせ（似非）同和行為

いかにも同和問題の解決に努力しているかのように装い、不当な寄附を募ったり、高額な図書を購入を迫ったり、企業や行政機関に不当な要求を行うことをいいます。えせ同和行為を放置することは、同和問題に対する誤った認識をもつことにつながります。



(6) 外国人の人権

ア 現状と課題

近年の国際化時代を反映し、我が国に在留する外国人は、年々増加傾向にあります。

本市における外国人登録の状況は、総数627人(平成24年4月30日現在)で、主な内訳は、フィリピン人220人、中国人178人、タイ人59人、ブラジル人48人、韓国人36人、ベトナム人21人、米国人14人、その他の外国人51人となっています。

本市では、海外の都市と歴史、文化などの違いを越え、それぞれの特性を生かした、海外姉妹都市提携などをはじめとする様々な交流を進めてきました。また、市内に在住する外国人との共生社会の実現が求められていることから、市民レベルの国際交流活動の中心的役割を担う渋川市国際交流協会に対して積極的な支援を行っています。

さらに、外国人の相談に関しては、渋川市国際交流協会が相談支援事業として職員を配置し、相談を受け付けています。

外国人に関する問題は、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国人、在日朝鮮人などをめぐる問題のほか、外国人の不安定雇用問題、住宅問題、言葉や生活習慣の違いから生じる問題など、様々な分野において解決すべき課題があります。その背景には言語、宗教、習慣、文化などの違いと相まって、外国人に対する偏見や差別意識などが上げられます。

価値観の違いに対する理解不足によって、偏見や差別意識が生じることのないよう、すべての外国人と日本人が地域の中で共に暮らし、お互いが尊重される人間関係が構築されるような方策が求められています。

イ 今後の取り組み方針

日本人も外国人も、同じ地域社会に住む住民として幸せに生きるための権利を等しくもっています。言葉や文化が異なっても、偏見をもつことなく、お互いの言葉を学び、文化や生活などを理解し合うことによって、お互いに良い影響を与え合い、協力し、安心して暮らすことのできる多文化共生社会を築いていくため、渋川市国際交流協会と連携を図りながら、積極的な啓発活動に取り組みます。

(7) 病気と人権

ア 現状と課題

いかなる病気であっても、その病気を理由に人権が損なわれることがあってはいけません。しかし、病気に対する誤った知識や情報、過剰な恐怖心などから、患者や元患者などに対して差別をしたり、偏見をもつことが問題となっています。

我が国では、H I V感染者やハンセン病患者（元患者）、C型肝炎患者、水俣病患者、てんかん患者などが差別の対象になっており、特にH I V感染者、ハンセン病患者（元患者）は、職場での迫害、就職時の差別、保育所などの入園拒否、登校・入学拒否、医療現場における差別、マスメディア報道によるプライバシー侵害などの様々な人権侵害を受けており、社会問題となっています。

① H I V感染者

H I V感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患で、ヒト免疫不全ウイルス（H I V）の感染によります。H I V感染により引き起こされる免疫不全症候群のことをエイズといいます。

エイズは、昭和56年（1981年）にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、世界的に深刻な状況にあります。我が国においても、昭和60年3月に最初の患者が発見され、国民に身近な問題として取り上げられました。

その後、我が国では、H I V感染者、あるいはエイズ患者として報告された人が、毎年、増えています。平成23年に報告された日本国籍者の新規H I V感染者は965人、新規エイズ患者は435人、累計では、平成23年3月27日現在で、H I V感染者10,378人、エイズ患者4,817人となっています。

日本で最初のエイズ患者が確認された当時は、同性愛者や薬物中毒者などの特別な人がかかる病気というイメージが強く、また、エイズに対する正しい知識が普及していなかったため、エイズの恐ろしさばかりを強調した報道が繰り返され、患者・感染者個人や家族に対する誤解や偏見が広まり、大きな社会問題となりました。医療現場における診療拒否、事業所での就職拒否・職場解雇、集合住宅などでの入居拒否や公衆浴場での入場拒否など、様々な場面で人権侵害が発生しています。

しかし、H I V感染は、感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものではないことから、正しい知識をもつことにより予防できる病気です。青少年をエイズから守るためにも性教育を含めた正しい知識の啓発が必要です。

② ハンセン病患者（元患者）

ハンセン病については、現在全国に15箇所のハンセン病療養所があり、平成24年5月1日現在2,144人が入所し、生活しています。草津町にある国立療養所栗生楽泉園には、123人が入所しています。

療養所入所者は、ほとんどが治癒していますが、平均年齢が80歳以上と高齢

化しており、後遺症による身体障害も加わって、介護を必要とする人が多くなっていることから、社会復帰した人は少ない状況となっています。

ハンセン病は、らい菌による感染症です。極めて感染力が弱く、仮に感染しても、発病する可能性は低い病気です。また、現在では治療方法が確立しています。

ハンセン病は治る病気となり、「らい予防法」は廃止されましたが、いまだに療養所入所者や家族への差別や偏見が根強く残っており、これが入所者の社会復帰を妨げる要因となっていることは否定できません。これからもハンセン病に関する正しい知識を広く普及啓発することが必要です。

イ 今後の取り組み方針

病気は、障害と同様に誰でもなる可能性があるものです。私たちは、病気に悩む全ての人たちを支援し、その人権を守り、患者に対する誤解と偏見を解消し、患者が平等、対等に生きる社会を実現するために努力する必要があります。

特に、県内にハンセン病療養所を有する本県では、ハンセン病療養所入所者や退所者が、社会にあたたかく迎えられるように、正しい知識を身に付け、いわれのない差別や偏見をなくし、支援していくことが大切です。

本市では、H I V感染防止やH I V感染者、エイズ患者に対する誤解や偏見をなくすため、市内各中学校において、「思春期の子どもをもつ親のための子育て講座」などを実施し、正しい知識の啓発を行っています。また、保健福祉事務所などで実施されているエイズ検査や相談なども、さらに周知していきます。

ハンセン病については、差別や偏見の解消を図るために「ハンセン病を正しく理解する週間」(※7)などを通して、正しい知識の普及啓発に努めます。

※7 「ハンセン病を正しく理解する週間」

ハンセン病の予防と患者の救済に特別のご関心を寄せられた貞明皇后の御誕生日である6月25日を含めた日曜日から土曜日までの一週間。

(8) 犯罪被害者などの人権

ア 現状と課題

近年、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりをみせています。犯罪被害者やその家族は、犯罪行為により、生命や身体、財産に対して直接被害を受けるだけでなく、精神的な面からも大きな負担を強いられます。

犯罪被害者に対する周囲の人々の無責任なうわさや中傷、マスメディアの行き過ぎた報道などによるプライバシー侵害により、平穩に日常生活を送ることができず、経済的にも大きな損失を被る場合があります。被害を受けた後にも様々な問題に苦しめられている現状があります。

こうしたことから、犯罪被害者やその家族が置かれている深刻な状況などに対し、自立支援への体制整備が求められています。

犯罪は、社会の規範に反した加害者が被害者の基本的な権利を侵害するものであり、市民の誰もが被害者などになる可能性があります。

犯罪の加害者は、憲法をはじめとする法の規定により人権が保障されています。しかし、被害者については、生命や身体などに重大な侵害を受けたにもかかわらず、長い間、司法制度や社会から忘れられた存在となっていました。

近年、被害者自身の勇気ある発言と相まって、被害者などへの支援を求める世論も高まりをみせ、その人権を保障する制度の整備が進められています。

本市においても警察などの関係機関・団体が連携して被害者の支援を行っています。

市民一人ひとりが被害者などの置かれている状況を自分のこととして理解し、支援していくことが求められています。

イ 今後の取り組み方針

被害者などに対するきめ細かな支援活動を、さらに推進していくとともに、早期の段階で、行政、司法、民間、団体が被害者支援に取り組むことができるよう、関係機関・団体との連携を図りながら、一人でも多くの人々が被害者支援の必要性を認識し、被害者などの人権を守ることができる環境づくりを推進します。

(9) インターネットによる人権侵害

ア 現状と課題

インターネットの普及により、電子メールの利用や、ホームページなどから知りたい情報を簡単に手に入れることができるようになりました。また、同時に不特定多数の人への情報発信や情報交換が可能となり、私たちの暮らしは格段に便利になりました。

しかし、その反面、インターネットでは、匿名で特定の個人を誹謗中傷する表現や、個人情報勝手に流すことができることから、個人の名誉を傷つけたり、差別を助長する表現など、他人の人権を侵害する様々な事件が発生しています。電子掲示板などに匿名による書き込みが簡単にできてしまうこと、一度書き込みされた内容は、すぐに不特定多数に広まり、被害が急速に拡大することから、社会的にも大きな問題となっています。

また、「出会い系サイト」による児童買春や、インターネット上の過激な暴力シーンや性的な描写を含むサイトなどによる子どもたちへの人権侵害に対しても、更に理解を深めるための学習や啓発が必要です。

イ 今後の取り組み方針

現在、インターネットに限らず個人情報は社会のあらゆる分野で取り扱われています。個人情報の取り扱いについては、市民の正しい理解が必要となります。

インターネットを利用する場合において、市民一人ひとりが人権問題に対する正しい理解のもとに、モラルをもって利用するよう啓発を行っていきます。

また、子どもたちにとっては、インターネットから受ける情報に影響力があり、その情報がすべて正しいものと判断しがちです。そのため、家庭や学校では、子どもたちに対する指導として、インターネット上の誤った情報をめぐる問題や、情報化の及ぼす影響について理解を深める学習を行います。さらに、各教科や総合的な学習の時間において、電子掲示板やメールなどについて具体的に考えさせる場面を通して、情報モラルや個人の責任について理解を深めるための教育を行います。

(10) その他の人権問題

人権問題には、そのほか、刑を終えて出所した人への偏見や差別、個人のプライバシー侵害に関する問題、アイヌの人々（※8）に対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致問題、同性愛者（※9）や性同一性障害（※10）の人などへの偏見、ホームレスへの偏見など、多種多様な問題があります。

市では、これらの人権問題について、それぞれの問題解決に向けて、国や県、関係団体やマスコミなどと連携を図り、様々な機会を通して、人権教育・啓発活動の推進に努めます。

※8 アイヌの人々

平成5年の「国際先住民年」以来、国連において先住民をめぐる議論が活発化し、我が国でも平成9年7月に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行された。

※9 同性愛者

恋愛や性的関心である「性指向」が同性に向かう状態にある人。

※10 性同一性障害

身体・生物学的な性である「生物学的性」と、心の性である「性自認」が異なる状態にあること。

